

No. (年度)	じれい もんだいで いき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
77 (H27)	<p>電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援をする。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。</p> <p><b>【現状の対処】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。</li> <li>対応する事業所をさがしている。</li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動と就労の2つの課題がある。</li> <li>ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用</li> <li>元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターすべての活用。</li> <li>ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。(清田区)</li> </ul>	<p><b>【課題】</b> 移動に制約のある方の就労支援。</p> <p><b>【取組提案】</b> 移動支援の通勤時の利用への拡大</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動支援だと移送で費用がかかる</li> <li>通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も</li> <li>福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが無くなってしまう</li> <li>高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では</li> <li>就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要なケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の限界がある</li> <li>介助については、される側とする側の関係性になってしまふ</li> <li>就労部会への情報提供</li> </ul>	<p><b>【参考】</b></p> <p>平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>平成30年度まで部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討する事を提案。</p> <p><b>【移動に関するプロジェクトチーム】</b></p> <p>平成30年4月よりプロジェクトチーム設置。障がい種別における移動に関する課題について調査・分析を行っている。</p> <p><b>【令和元年度】</b></p> <p>「移動に関するプロジェクトチーム」で、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。引き続き、移動に関する課題の検討中。</p>	<p>主：労働 副：移動</p>

No. (年度)	じれい もんだいで いき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
70 (H27)	きつほろし しょうがいしゃにちじょうせいかつようぐ 札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は えん 19,600円となっている。 じょくそう とこ かた よぼう ひつよう かた 褥瘡（床ずれ）がある方または予防に必要な方はエアマット などつかおおえあまつと かかく まんえんいじょう 等を使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上する物 もあり、かなりの自己負担になってしまう。褥瘡があり医者か えあまつと しょうすすめ とくしゅ まつと しんせい おこな らエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったと ころ、基準額が19,600円で基準額を超える物を買うとしたら自 己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また瘦せていて一 般のマットだと痛くて眠れないので、自動で時間を設定し圧の きかき えあまつと こうにゅう まんえんいじょう じこ 切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自 己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないの でかなりの負担となつた。（東区）	とくしゅ まつと ひつよう とく じょくそう かた よぼう 特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防 ひつよう かた じこふたん たがく きじゅんがく が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を げんじょう こま せつてい あらた 現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めて ほしい。 にちじょうせいかつようぐぜんばん げんじょう あ また、日常生活用具全般について、現状に合った基 じんがく みなわ きじゅ 準額に見直しをしてほしい。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】（カテゴリ変更による）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他のまちの見解は？           <p>→ 恵庭、北広島、江別 共に 19600円（札幌市と同額）</p> </li> <li>・日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってないならない           <p>→まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい</p> </li> <li>・日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要求じゃなくて、アイディアを交換する場も必要では？～まちプロと係長の懇談は？           <p>→担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能</p> </li> <li>→相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討（事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも）           <p>・まちプロは怖いものじゃないことを市に知ってもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知ってほしい。</p> </li> </ul>	<p><b>【平成31年3月20日運営会議】</b></p> <p>「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。</p>	<p>主：制度（市域） 副：行政の仕組</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？</p> <p>○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
78 (H27)	<p>児童の放課後等デイサービス支給日数について</p> <p><b>【困りごと】</b></p> <p>生活全般に常時援助が必要な児童（IQ20未満）への支給基準を再考してもらいたい。札幌市の支給要件を明確にしてほしい。</p> <p>現状では、判定結果にかかわらず支給日数14日から始まりデイサービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思われます。</p> <p>重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要な量を提供いただける基準を再考していただきたい。また、質の高い療育を受けさせていただきたい。</p> <p>一律最大23日となっているが、最大30日となっている自治体もあり、必要な日数に応じて上限を設げず支給している自治体もある。札幌市も児にあつた適切な支給日数を決定できるよう考えてほしい。</p> <p><b>【現状の対処】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童デイサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契約日数を月毎に調整し、支給日数を最大限に利用できるようにしている。</li> <li>移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族へのレスパイトにしかなっておらず、今の本人に必要な支援は質の高い継続した療育と思われる。</li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要性が薄い利用者もいる。</li> <li>長期休業中や学校との連携に課題がある</li> <li>児にあつた適切な支給量を決定することは、判断が難しいもの重要なことである。</li> <li>支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人生が変わってくるため、23日より支給が必要な児もいると考えられる。</li> <li>成人の場合、就労継続支援のサービスは27日が認められるケースもある。（清田区）</li> </ul>	<p><b>【課題】</b></p> <p>障害児にあつた適切な支給日数の決定について</p> <p><b>【取組提案】</b></p> <p>重度の障害児や生活状況に懸念のある児に関して、27日への支給量を認める</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b> 児者関係なく、拡大だけじゃなく必要な量。 14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のある所からの意見。 計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要有</p>	<p><b>【平成30年度専門部会連絡会における課題整理】</b> 札幌市とその都度話合いを行っていく。個別たいおう しきゅうりょう けってい 対応で支給量を決定しているが、放課後等ディサービスの区分が導入され、様々制度が変ってきた面もある。</p>	<p>主：制度 (市域)</p>

No. (年度)	じれい もんだいで いき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
80 (H28)	69歳男性・脊椎損傷・身障1級。同居家族が発達障がいの息子と、身体疾患のある妻のみ。他、子供がかわるがわる訪問して介護をしている。区分6で身体介護70時間、家事援助35時間の支給決定を受けている。月～土までの起床介助と週3回の入浴介助（2名体制）で受け入れ可能な事業所がなく、少しでも受けられるところを受けてもらいたい結果、5事業所を組み合わせて利用していた。ヘルパー事業所の人員不足で撤退されるようなことがたびたびおこり、自分で調整していくことが難しくなった。二度とこのような思いはしたくない、死活問題である。不安なので、一つ事業所でなく、複数事業所を利用してまわしていきたいと希望。計画相談支援のことを知って、コーディネート役をしてもらいたいと思ったと相談を受ける。 【相談】	【課題】 かいごほけんたいじょうやうわのようけん 介護保険対象者の上乗せ要件 さいじょうしおがいふくしさーびすりょう 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の けいかくそだんしゃん 計画相談支援について  かんが 【考え方の解決策】 さいじょうしおがいふくしさーびすりょう 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の けいかくそだんしゃん 計画相談支援について、介護保険サービスの利用が優先になると知っておきながら相談室が積極的に介入することで、介護保険サービスを利用しないことを容認してしまうことにならないか、懸念がある。一方、 こーでいねーとやくひつようはんдан コーディネート役は必要と判断できるケースであり、 どうようけーすれいじゅうどうほもんかいてりょうしゃ 同様なケース（ex:重度訪問介護利用者で65歳以上となる方など）についての計画相談支援利用について、取り扱いをどうするのか札幌市としての見解を教えてほしい
81 (H28)	6歳の女児。8歳の姉、3歳の弟（発達障がい）、1歳半（発達障がい可疑）の弟と4人兄妹。幼稚園、児童発達支援、ヘルパー、短期入所を利用して生活をしているが、母親一人で4人の子供を相手にするのは大変で、毎週末本児を短期入所に預けたいと思ったが、月7日以上の支給決定要件に該当しなかったケース。【相談】	【課題】 たんきゆうしょ 短期入所の支給決定基準について  かんが 【考え方の解決策】 げんこうさっぽろしきじゅん 現行の札幌市の基準では、原則7日／月の支給決定。これ以上やす際の要件として、ア. 介護者の長期不在、イ. 同居者からの虐待、ウ. 利用者の心身の状況が不安定、エ. 施設入所待機の4要件しかない。 31日／月の支給決定を受けようとする場合はこれら の厳しい条件があつても良いと思うが、そこまで必要なく、月10日、14日などの支給決定を受けたい場合には別な要件を整備した方が良いと思われる。 障壁第0330014号「介護給付費等の支給決定について」では、現在はこれ以前に国から示されていた 原則7日／月という縛りはなく、自体で柔軟に状況を見極めて支給決定するように示されている。 札幌市もいつまでも古い枠組みにとらわれず、柔軟な支給決定ができるような支給決定基準を作成してほしい。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>うんざりかいぎ きゅう かだいせり ぶ ろ じえくと ち一む けん 運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談以外とも役割分担が必要。</li> <li>・札幌市の支給審査基準に関する課題。</li> <li>・『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。</li> <li>・相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。 ⇒平成31年4月現在のところ、相談支援部会地域支援員会議にて、統一した地域診断が行われたという経過はない。</li> </ul>	<p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者施策によるホームヘルプサービス（住宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。</li> </ul>	<p>主：制度 (市域) 副：介護保 険への移行</p>
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市の支給審査基準に関する課題。（80の見解と同じ）</li> <li>・『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。（80の見解と同じ）</li> </ul>	<p>・支給審査基準に関する課題はたびたび提出されている。課題については、改めて障がい福祉課内で伝達・共有済み。</p>	<p>主：制度 (市域)</p>

No. (年度)	じれい もんだいで いき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
59 (H26)	いま さ一 びす たよ は 一どめん のせいび おこ 今まではサービスに頼らないでハード面の整備を行なってい じりつしまんほう まんぱわー じゅうじつ しおん かたむ たが自立支援法になりマンパワーの充実に支援が傾きつつあ ほんにん まんぱわー ほそく にちじょうせいかつようぐ じゅ る。本人としてはマンパワーよりも補装具や日常生活用具の充 うじつ ほそく ゆうせんじゆん たか げんじゅう じゅうどほうもんかいご じかんすう 実の方が優先順位が高い、現状としては重度訪問介護の時間数 よゆう ほそく にちじょうせいかつようぐ じょうげんいじょう りょう は余裕があるが補装具・日常生活用具は上限以上の利用をして いる。(相談27)	じゅうどほうもんかいごりょうしゃなど ほそく にちじょうせいかつようぐ 重度訪問介護利用者等の補装具・日常生活用具につ いて
65 (H26)	にっちゅうかつどう さ一 びす せいかつかいご しゅうろうけいぞくしょんびーがた ふくすう 日中活動サービスを、生活介護や継続支援B型など複数 き二 びす りょう ばあい かくつきにこすうひく にら じっしつ にら かけ のサービスを利用する場合、各月日数-8日(実質23日)/1カ 月)では、頻繁に契約日数を変更しなくてはならず、申請者・ ほんぶくし かそほう ふたん 保健福祉課双方の負担になっている。 にっちゅうかつどう さ一 びす にっすう にちつき わく なか ひんばん ふりわけ 日中活動サービスの日数を23日/月の枠の中で頻繁に振り分け ひつとう がいじゅつけ へんと さんか きょう おといへ る必要があり、外出イベントなどに参加するため、急きょ予定 んこう ばあい つき ど どへんこう なお 変更する場合もあり、月に2度3度変更し直さなければならない とき ひがしく 時もある。(東区)	にっちゅうかつどう さ一 びす ふくすう さ一 びす りょう 日中活動サービスについて、複数のサービスを利用 ばあい しきからりょくうせい かか じも かんそか けんどう する場合、支給量調整に係る事務の簡素化を検討す る。 りょうけいかく ていしきつ サービス利用計画が提出されれば、その都度の しきゅうりょくうせい よう 支給量調整を要しないようにできないか。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	主：制度 (国域)
【課題整理済】（カテゴリ変更による） 制度確認の結果、用具の制度改正で対応が必要になる。PA制度は現金給付目的ではないので、対象にならない。	【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。	主：制度 (国域)
【課題整理済】 国に協議会的なものに提案をしたい。	【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。	主：制度 (国域)

No. (年度)	じれい もんだいで いき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
108 (R1)	さぼーとふあいる サポートファイルさっぽろについて、保護者の物として、扱 うと作成されないことがある。【南区】	ほこしや さくせい はあい じょうほう とぎ 保護者が作成しない場合、情報が途切れてしま う。作成についてサポートする期間が必要ではな いか?
109 (R1)	ちゅうとうじょう かた こうれい かた じょうほうでんたつ つーる 中途障がいの方、高齢の方の情報伝達のツールがない。 【南区】	さぼーとふあいる つか サポートファイルさっぽろを使うことはできないか。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理済】</b> (2019年7月16日運営会議)</p> <p>・義務教育のお子さん(特別支援学校や学級)については、個別の教育支援計画(様式はサポートファイルさっぽろ)の作成が義務化になった。学齢期になれば、サポートファイルさっぽろの様式が、学校で個別の教育支援計画作成のツールとして活用される。学齢期以前は保護者については、作成有無によって違いが出てくる。会議自体が発達障がいに特化した会議となっているため、障がいの有無に関わらずすべてのお子さんが作成するとなると、担当部署間での様々な調整が出てくることが予想される。行政からは、障がいの有無に関わらず活用できるとして市内の全小中学校へは周知案内をしている。</p> <p>・もともと子ども分野で話題が出ていたものだったので、課題検討については子ども部会で引き続き検討させてもらいたい。今年度中には何らかの結論を出せるようにする。</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p>●子ども部会で継続審議中。</p>	主 : 養育
<p><b>【課題整理済】</b> (2019年7月16日運営会議)</p> <p>・就労事業所で利用者を受入れる場合、障がいに関する情報以外のもの(財産、権利擁護)についてはわからないことが多い。利用者に説明し親亡き後のファイルについて記載をするように工夫している事業所もある。全体的に統一した書式にするのは難しいが、相談支援事業所やサービス提供事業所等でできるところから行われてきている。すぐに整えるのは難しいが、できる範囲で行うようにしていくしかない。</p> <p>・南区地域部会でも引き続き、できることはないか検討を続けていく。</p> <p>・各事業所や他地域の取組みの情報共有から何かわかるかもしれないので、地域部会連絡会でも情報交換をしてみる。</p>	<p>●令和元年8月21日地域部会連絡会 ・課題について共有し、各区で取組みがある場合は、都度情報共有をしていくことで合意。</p>	

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における  
課題整理状況  
(2020/5/15 第34回 全体会 資料)  
全課題一覧  
※課題NO. の横の ( ) 内は課題提出年度  
網掛けは一定の改善が見られたため、一旦取組み終了とした課題

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
41 (H26)	副				主	掲載
5 (H24)					主	副
9 (H24)					主	副
16 (H24)					主	副
19 (H25)					主	副
42 (H26)					主	副
43 (H26)					主	副
18 (H24)					主	
22 (H25)					主	
26 (H25)					主	
48 (H26)					主	
61 (H26)	副				主	
62 (H26)					主	
76 (H27)					主	
83 (H28)					主	
92 (H28)					主	
93 (H28)					主	
97 (H28)					主	
13 (H24)						主
34 (H25)						主
56 (H26)						主
68 (H26)					副	主
74 (H27)						主

No. (年度)	ぶんさつ 分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
79 (H28)						しゅ 主
100 (H29)						しゅ 主・副
7 (H24)			しゅ 主			
27 (H25)			しゅ 主			
28 (H25)			しゅ 主			
44 (H26)			しゅ 主			
52 (H26)			しゅ 主			
73 (H27)			しゅ 主			
8 (H24)						しゅ 主
33 (H25)						しゅ 主
45 (H26)						しゅ 主
47 (H26)						しゅ 主
49 (H26)						しゅ 主
53 (H26)						しゅ 主
101 (H29)						しゅ 主
1 (H24)	しゅ 主					けいさい 掲載
4 (H24)	しゅ 主					
15 (H24)	しゅ 主					
60 (H26)	しゅ 主		ふく 副			
66 (H26)	しゅ 主					
67 (H26)	しゅ 主/前半					しゅ 主/後半
82 (H28)	しゅ 主					
11 (H24)						しゅ 主

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② す 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ いどう 移動	⑥ その他
99 (H29)						しゅ 主
3 (H24)		しゅ 主				
6 (H24)		しゅ 主				けいさい 掲載
20 (H25)		しゅ 主				
29 (H25)		しゅ 主				
35 (H25)		しゅ 主		けいさい 掲載		
36 (H25)		しゅ 主				
37 (H25)		しゅ 主				ふく 副
38 (H25)		しゅ 主				ふく 副
39 (H25)		しゅ 主				ふく 副
40 (H25)		しゅ 主				
46 (H26)		しゅ 主				
55 (H26)		しゅ 主				
96 (H28)		しゅ 主				
17 (H24)						しゅ 主・けいさい 掲載
87 (H28)	ふく 副					しゅ 主
88 (H28)	ふく 副					しゅ 主
91 (H28)				けいさい 掲載		しゅ 主
23 (H25)						しゅ 主・ふく 副
64 (H26)						しゅ 主
102 (H30)						しゅ 主
30 (H25)						しゅ 主・ふく 副
103 (H30)						しゅ 主

No. (年度)	ぶんさつ 分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② す 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ いどう 移動	⑥ その他
104 (H30)						しゅ 主
105 (H30)						しゅ 主
106 (H30)						しゅ 主
107 (H30)						しゅ 主
51 (H26)						しゅ 主
63 (H26)						しゅ 主・副
72 (H27)						しゅ 主
14 (H24)						しゅ 主
50 (H26)						しゅ 主
90 (H28)						しゅ 主
24 (H25)						しゅ 主
31 (H25)		けいさい 掲載				しゅ 主・副
32 (H25)						しゅ 主
54 (H26)						しゅ 主
58 (H26)						しゅ 主
69 (H26)				けいさい 掲載		しゅ 主
71 (H27)		けいさい 掲載				しゅ 主
86 (H28)						しゅ 主
89 (H28)	ふく 副					しゅ 主・副
98 (H29)						しゅ 主
25 (H25)						しゅ 主
77 (H27)					ふく 副	しゅ 主
70 (H27)						しゅ 主・副

No. (年度)	分冊					
	① ヘルパーの技術 向上	② 住まい	③ 重複障がい	④ 地域生活移 行推進	⑤ 移動	⑥ その他
78 (H27)						しゅ 主
80 (H28)						しゅ 主・副
81 (H28)						しゅ 主
84 (H28)						しゅ 主
85 (H28)						しゅ 主
94 (H28)						しゅ 主
95 (H28)						しゅ 主
57 (H26)						しゅ 主
59 (H26)						しゅ 主
65 (H26)						しゅ 主
75 (H27)				しゅ 主		
21 (H25)						しゅ 主
108 (R1)						しゅ 主
109 (R1)						
2 (H24)						しゅ 主
10 (H24)						しゅ 主
12 (H24)						しゅ 主